

徳川林政史研究所所蔵

日本林制史調査資料目録——仙台藩（二二）

凡例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「日本林制史調査資料」収録の史料を目録化したものである。

「日本林制史調査資料」は、農林省山林局が関東大震災直後の大正一二年（一九二四）から全国を調査し、主に江戸時代の林野制度関係史料をカーボン紙を用いて謄写・収集した二次史料群である。一方で、林野制度とは直結しないような行財政史料から、税制、農政、水利、土木などに至る村方史料が豊富に収集されている点にも特徴がある。

その成果は、昭和五年（一九三〇）から同九年にかけて、朝陽会から『日本林制史資料』全三〇冊として翻刻・刊行された。三〇冊の内訳は、「豊臣時代以前」一冊、「江戸時代皇室御料・公家領・社寺領」一冊、「江戸幕府法令」一冊、「江戸幕府領」二冊、そして藩領について収録した二五冊である。

藩領二五冊では、弘前・盛岡・仙台・秋田・新庄・庄内・米沢・白河・会津・水戸・黒羽・前橋・高田・金沢・福井・松代・名古屋・津・彦根・篠山・和歌山・鳥取・松江・岡山・広島・山口・徳島・宇和島・高知・小倉・福岡・佐賀・嚴原・島原・熊本・人吉・臼杵・鹿児島の三八藩を探り上げている。

ただし、『日本林制史資料』に収録されたのは、謄写・収集された史料の一部に過ぎず、一〇万点を超える史料が謄写された当時の用紙は、「日本林制史調査資料」として主に所領別に編纂され、現在東京大学総合図書館と当研究所に所蔵されている。

このように、「日本林制史調査資料」は二次史料ではあるものの、収録史料のうち、既に原本が散逸したものも多数あると考えられ、史料的価値は高いと思われる。昭和四五年に、本資料はマイクロフィルムとして雄松堂フィルム出版から提供され、翌年には当研究所が編集した『日本林制史調査資料総目録』が雄松堂書店から刊行されている。

そうしたなかで、今回改めて本目録を掲載した背景には、平成二三年（二〇一二）三月一一日に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災により、古文書を含む貴重な文化財や公文書が散逸したり、水損・破損したりした状況がある。先述したように、「日本林制史調査資料」には、林野制度関係史料のみならず、広く行財政史料や村方史料が収録されている。こうした古文書は、地域の歴史を繙く上で重要な文化財の一つであると考えられる。そこで今回は、既刊の『日本林制史調査資料総目録』の不備を補訂し、新たに謄写時点の所蔵情報を採録した本目録を掲載した。本目録が、地域における史料の保存と活用の一助になればと思う次第である。

一 「日本林制史調査資料」は、収録される史料の数量が非常に多いことなどから、本目録では、東日本大震災で特に古文書の散逸や水損・破損の被害の大きかつたとみられる地域のものを、複数回に分けて掲載していくことにする。

今回掲載した目録は、「日本林制史調査資料目録—仙台藩（二）として、「日本林制史調査資料」仙台藩のうち、第二三号から第四四号までを採録した。その際には、当研究所が編集した既刊の『日本林制史調査資料総目録』（雄松堂書店、一九七一年）を基礎とし、これに今回改めて実施した内容確認の結果を加えて構成した。

『日本林制史調査資料総目録』には、マイクロフィルムのリール番号と号数、年代、表題が採録されているが、年代・表題の記載内容は「日本林制史調査資料各号の巻首に収められた目次を号を追つて収録したもの」で、「明らかな誤脱と認められるものの他は、すべて原文に従」うという方針を採つてゐる。

しかし、「日本林制史調査資料」各号の巻首に収められた目次における年代・表題の記載内容には不備や誤りがあることに加え、「日本林制史調査資料総目録」採録時点における不備や誤りと考えられる点もみられるため、この点を今回掲載した目録で適宜補訂した。また、「日本林制史調査資料総目録」には採録されていない謄写時点における所蔵情報についても、今回新規に採録した。

一本目録では、各史料について、①番号、②年代、③表題、④謄写時点の所蔵、⑤収録数、⑥備考の六項目を採録し、号を追つて配列した。なお号数の下には、（）を付してマイクロフィルムのリール番号を補記した。

一番番号は、「日本林制史調査資料」で付与されている番号を利用し、例えば「仙台藩第一号」に一番として収録されている史料には「仙一一一」というように番号を付与した。本目録の配列は、この番号の順序にしたがつている。この配列順は、「日本林制史調査資料総目録」の採録順と基本的に一致するが、備考として補記したように一部異なる。

一年代項目の記載は、「日本林制史調査資料総目録」に採録されている通りとし、和暦あるいは「年代未詳」などを記した。ただし、常用漢字は新字体を採用し、「同年」などある場合には該当する内容を示した。

表題項目の記載は、「日本林制史調査資料総目録」に採録されている通

りとした。ただし、常用漢字は新字体を採用し、異体字は現行の字体に改め、「同上」などある場合には該当する内容を示した。

一 謄写時点の所蔵は、謄写した時点における原本の所蔵情報を、「日本林制史調査資料」の記載内容に基づいて示した。なお、必要に応じて、（）を付して現在の自治体名を補記した。現在の自治体名については、「日本歴史地名大系 第三卷 岩手県の地名」(平凡社、一九九〇年)・「日本歴史地名大系 第四卷 宮城県の地名」(平凡社、一九八七年)所収の「行政区画変遷・石高一覧」などを参考にした。

一 収録数は、「日本林制史調査資料」に当該番号として収録されている史料の数量を示した。「日本林制史調査資料」では、仙一一一「相原文書」などのように、一つの番号に複数の史料を一括して収録している場合がある。

一 備考には、以下の事柄を*印を付けて記した。

①年代項目に関する事柄。「日本林制史調査資料総目録」「総目録」と略称)には採録されていない「月」がわかる場合には、それを適宜記した。

また、記載に不備や誤りがある場合、詳しい内容年がわかる場合、「年代未詳」とされながらも年代がわかる場合などには、その旨を必要に応じて記した。なお、収録数が複数のものについては、一番古い史料の年月と一番新しい史料の年月を適宜示した。

②表題項目に関する事柄。本目録では、「日本林制史調査資料」「資料」と略称)各号の巻首に収められた目次ではなく、原則として各史料の表紙が筆耕されている部分(表紙部分と呼称)の記載を重視し、これと『総目録』の記載に相異がある場合には、表紙部分の記載内容を示した。なお、その場合には、読点や並列点を適宜補つた。ただし、明らかな

誤りが『総目録』採録にあたって訂正されている場合には示していない。また、収録数が複数の場合には、そのうちの一つの史料について、年月とともに原表題を記し、必要なものについては（）を付して内容を補記した。

③右のほか、謄写時点の所蔵情報や史料の概略などについて必要と思われる事柄。

一本目録は、当研究所が編集した既刊の『日本林制史調査資料総目録』（雄松堂書店、一九七一年）を基礎とし、これに今回改めて実施した内容確認の結果を加えて構成した。内容確認とデータ入力は、非常勤研究生の萱場真仁・桐生海正が担当し、その点検と調整および原稿化作業は、芳賀和樹が担当した。

番号 年代 表題

仙台藩第三三号(リール番号一二)

謄写時点の所蔵

収録数

仙三一 年代未詳 万御物成取立覚帳

*江戸後期のもの。木挽役・炭焼役・木地柵役等の記載あり。

仙三一

天明八年

御巡見様御通筋名所古部諸式覚付控

宮城県牡鹿郡石巻町本町(現・石巻市)高橋鉄平

一

*年月は天明八年九月。表紙部分には「天明申戌年九月、御巡見様御通付桃生郡北境村郡境々牡鹿郡陸通深谷御郡境高屋反出和田迄、御案内相務申候御通筋村々名所旧部諸式覚附被仰渡写控牒」とあり。漆之義御尋等の記載あり。抄録。

仙三一

元禄一年 牡鹿郡陸方風土記

宮城県牡鹿郡石巻町本町(現・石巻市)高橋鉄平

一

仙三四 文化二年 御分領中郡村并高附

宮城県牡鹿郡石巻町本町(現・石巻市)高橋鉄平

一

*文化二年に写されたもの。表紙部分には「御分領中郡村并高附、附江洲・常洲同断」、「仙府内町屋敷軒數、同所々御取立年数」、「御分領中在々日」、「南部領郡村、附町数并代官所」、「金銀其外 売目数」とあり。

仙三五

安永四年 牡鹿郡肝入衆書出以相記

宮城県牡鹿郡石巻町本町(現・石巻市)高橋鉄平

一

*文化七年二月に写されたもの。表紙部分に「五ヶ村御塩木野山銘」とあり。

仙三六

年代未詳 高清水拾遺志

宮城県栗原郡高清水町(現・栗原市)土田甲平

一

*序には「寛政丙午年」とあるが、「寛政丙午年」は存在しない。昭和三年一二月に写されたもの。表紙部分には「高清水拾遺志 完」とあり。「高清水邨内出産草木」等の部分を抄録。

仙三七

文政二年 御家中給分石歳実名御役目附帳

宮城県栗原郡高清水町(現・栗原市)土田甲平

一

*文政二年一二月に写されたものを、さらに昭和三年一一月に写したもの。内容は、藩士の名前・役職名・知行高等。

仙三八 宝永一六年 土田文書

宮城県栗原郡高清水町(現・栗原市)土田甲平

一

*宝永一六年は誤り。収録年次は寛永一六年八月(承応四年三月)。寛永一六年八月「札(伊豆野原、御鷹場ニ被相定候につき)」等を所収。

仙三九 明和二年 記録

宮城県栗原郡岩ヶ崎町(現・栗原市)中村小治郎

*表紙部分には「明和三・同四」とあるが、明和四年三月の部分を抄録。内容は、御預林猪子山野火焼失につき。

一

三

一

仙三一〇 慶応二年

桃生郡南方尾崎浜東風浦山御林并狼穴山御林式ヶ所へ同浜御

宮城県桃生郡大川村尾崎(現・石巻市)中村徳太郎

一

仙三一〇

山守清兵衛一式自分入料ヲ以杉苗木植立指上本数御改帳

一

*年月は慶応二年一月。表紙部分には「桃生郡南方尾崎浜東風浦山御林并狼穴山御林式ヶ所へ、同浜御山守清兵衛一式身分入料ヲ以杉苗木植立指上本数御改帳」とあり。慶応二年一二月の奥書あり。

仙台藩第二四号(リール番号一一)

仙西一 享保二九年 高田町文書

*収録年次は元禄一五年閏八月～享保一九年四月。元禄一五年閏八月「乍恐口上書を以願申上候御事(横田村青松山其外野山の出入につき)」等を所収。

仙西一 享保二〇年 高田町文書

*収録年次は享保二年～元文二年四月。享保二〇年三月「乍恐口上書を以奉願候御事(竹駒山入会争論につき)」等を所収。

仙西一 明治二三年 高田町文書

*収録年次は宝曆九年三月～明治二三年四月。宝曆九年三月「(氣仙郡竹駒山につき書付)」等を所収。

仙西一 安永二年 株山入会証拠書類

*年月は安永二年九月。表紙部分に「(包紙)株山入会証拠書類入」とあるため、右表題は包紙に記されていたものと考えられる。「矢作村雪沢山入会争論につき書付」を所収。

岩手県氣仙郡高田町(現・陸前高田市)高田町役場

一

仙西一 明和四年 灘不動山社地分被明下御下知一卷

*宝曆一三～一四年のもの等を明和四年五月に写したもの。表紙部分には「灘不動山社地分被明下御下知一卷写」とあり。

仙西一 宝曆二三年 橋文書

岩手県氣仙郡竹駒村(現・陸前高田市)竹駒村役場

一

仙西一 年代未詳 橋文書

宮城県本吉郡横山村(現・登米市)橋智精

一

仙西一 寛永二年 洞雲寺文書

*江戸期のもの。丑六月「(不動尊境内の杉、此度両御丸を始御修復御用材ニ御伐方相成候儀被相扣候様被成下度願につき書付)」を所収。

宮城県宮城郡七北田村(現・仙台市)洞雲寺

一

仙西一 年代未詳 洞雲寺文書

*享保一六年六月～同一八年一二月の部分等を抄録。内容は御林、以後ハ洞雲寺ニ罷成候等につき。

番号 年代 表題

仙四一〇 享保一五年 洞雲寺文書

* 収録年次は享保一六年一月～元治元年一月。もう一点は年欠。享保一五年一〇月「(山林被返下候につき書付)」等を所収。

仙四一一 嘉永二年 新山文書

* 収録年次は享保一六年一月～元治元年一月。嘉永一年四月「(新山友蔵儀、御廉山度每父子ニ而罷出御山方折入宜相勤、為御賞永々御徒小姓組ニ被成下事につき書付)」等を所収。

仙台藩第二五号(リール番号一三)

仙四五一 元禄一三年 定目

* 表紙部分には「元禄十二年ヨリ宝永元年マテ」とあるが、元禄一三年二月～宝永二年六月の部分等を抄録する。内容は、他郡之野山ニ而葛わらび猥堀り申間敷御定之事等。

仙四五二 宝永六年 定目

* 宝永四年一二月～同六年一二月の部分を抄録。内容は、脇道江松・柳為植申間敷候御定之事等につき。

仙四五三 享保六年 鳥畠文書

* 正徳五年三月～享保六年三月の部分を抄録。仙四五一一・二と形式は同じ。内容は、紀州熊野新宮峯寺名代石垣内御村方江相廻候事等につき。

仙四五四 寛保三年 御用定留

* 表紙部分に「寛保三年分・延享元年分・同二年分・同三年分・同四年分」とあり。寛保三年四月～延享三年一二月の部分等を抄録。内容は、御普請方之義ニ付被仰渡候等につき。

仙四五五 宝曆四年 御用定留

(注記)
* 表紙部分に「寛延元年分・已同二年分・同三年分□」、「未宝曆元年分・申同二年分・酉同三年分・戌同四年分」とあり。享保一六年九月～宝曆四年七月の部分等を抄録。内容は、此度御制札御懸替ニ付、駅場ニ有之竹木之御制禁ノ御札ハ相納可申由御触之事等につき。

仙四五六 宝曆八年 御用定留

* 表紙部分に「宝曆八歳」とあり。宝曆八年四月の部分等を抄録。内容は、三廻大森村熊野社地木風返願之上被下置候儀ニ付御通文之事等につき。

仙四五七 明和元年 御用定留

* 表紙部分に「明和元年分・同一年分」・「同三年分」とあり。抄録。宝永四年のもの等も含まれる。内容は、山林奉行廻村之節大肝人御案内ニ不及由ニ御廻

謄写時点の所蔵

宮城県呂城郡七北田村(現・仙台市)洞雲寺

収録数 二

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

収録数 一

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

六

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

文之事等につき。

仙三五人

明和八年

御用定留

*表紙部分に「明和八年正月」とあり。明和八年五月の部分等を抄録。内容は、御分領中所々御林差支無之場所御払ニ被相立候間、春秋兩度向々御山林方御役人様御払可申聞候由御廻文之事等につき。

仙三五九

年代未詳
諸御用留

*明和九年一二月（安永元年一二月）の部分を抄録。表紙部分には「諸御用定留」とあり。内容は、在々御帳付諸木紛乱之品々被為聞候ニ付青木願等之儀ニ付品々被仰渡御廻文之事等につき。

仙三五〇

明和元年
御用定留

*表紙部分に「安永元年」とあり。明和九年正月の部分等を抄録。内容は、青木被相留候ニ付御廻文之事等につき。

仙台藩第一六号（リール番号一三）

仙三六一
年代未詳
御用定留

*江戸期のもの。抄録。内容は、御林々野火入之義ニ付、品々被仰渡候事等につき。

仙三六二
天保四年
諸御用定留

岩手県東磐井郡大原村（現・一関市）鳥畠成徳

仙三六三
天保一年
御用定留

岩手県東磐井郡大原村（現・一関市）鳥畠成徳

仙三六四
天保二年
御用定留

岩手県東磐井郡大原村（現・一関市）鳥畠成徳

仙三六五
嘉永二年
御用定留

岩手県東磐井郡大原村（現・一関市）鳥畠成徳

*表紙部分に「嘉永弐巳酉季正月」とあり。抄録。内容は、山林方御用、御郡江天保十一年以前之通、諸御用被相附取扱不分之分一用御郡御代官等一書相達書面写等につき。

仙三六六
嘉永六年
御用定留

*表紙部分に「嘉永六年癸丑年」とあり。嘉永六年一月の部分等を抄録。内容は、御林野火入制道振被仰渡候事等につき。

番号 年代 表題

謄写時点の所蔵

収録数

仙二六一七

安政元年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分に「嘉永七年」とあり。嘉永七年五月の部分等を抄録。内容は、漆楮両品共ニ御國産御役々并山林方御役々方共ニ御取扱被成下候旨被仰渡候事等につき。

仙二六一八

安政五年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙二六一九

安政四年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「安政五年」とあるが、安政三年一〇月～同四年七月の部分等を抄録。内容は、御家中ヲ始、下々まで年始之規式建成之門松相扣枝松を相用候様被仰渡候事等につき。

仙二六一〇

文久元年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「万延一辛酉年」とあり。抄録。内容は、御直行方漆苗木御郡割付培養方之事等につき。

仙二六一一

文久元年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には、「文久元年壬十二月」とあり。抄録。内容は、熊野社官石垣坊代替り、村々配札被成下度相達候所、右配札難被成下候断相成候旨被仰渡候事等につき。

仙二六一二

慶応二年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には、「慶応二丙寅歳」とあり。抄録。内容は、御分領中漆木被下木攬方願之義者、如東山之木尺寸面取調願申上候様之義被仰渡候事等につき。

仙二六一三

慶応二年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には、「元治弐」とあり。元治二年二月～慶應元年五月の部分等を抄録。内容は、御普請方御払川刈御人足日用代受払御普請山御取立振、往還道橋等御手入振並品々御普請御ヶ条を以被仰渡候事等につき。

仙二六一四

天保元年

東山大原村御林書上村控

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*年月は文政一三(天保元)年一二月。

仙二六一五

明治二年

鳥畠文書

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*年月は明治二年四月。「演税書草稿」とあり。

仙二六一 安政二年

御用達留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分に「安政二年三月」とあり。安政二年六月～同五年七月の部分等を抄録。内容は、東山北方村々自分植立漆木元当篇抓住度等につき。

仙二七一 嘉永五年

東山北方村々諸役御改帳

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙台藩第二七号(リール番号一四)

仙二七一 安永二年

御用定留

*表紙部分には「安永二年正月吉日」とあり。抄録。明和九年八月の部分等も収める。内容は、在々居久根山自分植立青木御始末之儀并江戸為御登御材木之儀付御受負人等之儀付品々壱卷を以被仰渡御廻文之事等につき。

仙二七一 年代未詳

鳥畠文書

*「安永六年分」とあり。三月の部分などを抄録。形式は、仙二七一一等と同じ。内容は、御郡奉行様山林方御廻村ニ付、大肝入御案内罷出候様被仰渡御廻文之事等につき。

仙二七一 天明元年

御用定留

*表紙部分には「天明元年・同二年・三年・四年・五年迄」、「五月中旬迄」とあり。天明元年四月の部分等を抄録。内容は、諸職人并炭焼等之儀御吟味之事等につき。

仙二七一 天明六年

御用定留

*表紙部分には「天明六年ヨリ同七年、同八年ニ至ル」、「正月元日ヨリ」とあり。天明五年五月の部分等を抄録。内容は、江戸御屋敷ニ而御用立赤松葉御割付之事等につき。仙二七一四と仙二七一五の間に、「天明七年・同八年分迄」の「御用定留」が収められている。

仙二七一 寛政三年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙二七一 寛政七年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙二七一 享和二年

御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*享和二年八月・一二月の部分を抄録。表紙部分には「定留」とあり。内容は山林方御植立ニ付、御役人様山林方一篇御植立御制道被成置候由御廻文等につき。

番 号 年 代 表 题

謄写時点の所蔵

収録数

仙_三_七人 享和三年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*『総目録』には採録されていない。表紙部分には「享和三年正月」とあり。享和三年閏正月～八月の部分等を抄録。内容は、山林方御本メ御役人御引切被相立候ニ付、御ヶ条を以被仰渡候事等につき。

仙_三_九 文化元年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*文化元年七月の部分等を抄録。内容は、御村駕勝手次第雇馬ヲ以吟味大肝入取立受人江被申渡儀并御材木駆縫等につき。

仙_三_十 文化三年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文化三年正月ヨリ」とあるが、文化二年正月の部分等を抄録。延宝三年二月、享保五年七月のものも含む。内容は、御国産方御材木等仕出相成候御見分相受候節、御横目様へ役人様御在仙中ハ大肝入見届候様之事等につき。

仙台藩第二八号(リール番号一四)

仙_六_一 文化五年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文化五年正月ヨリ」とあり。文化五年四月の部分等を抄録。内容は、御山守持高等につき。

仙_六_一 文化四年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文化四年正月ヨリ」とあり。文化四年一月～一月の部分等を抄録。内容は、杉植立上度志願并苗木伏方之者人品吟味、少充も御手当一郡切壱ヶ所充も被相立候御手明之義ニ付被仰渡等につき。

仙_六_一 文化八年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文化八年・同九年・同十年」、「正月」とあるが、文化四年三月～同一〇年一月の部分等を抄録。内容は、山林御留木之内桐之木自分植立所持之者共、本数・寸回無構御代官様御横目様御聞判を以自由被成旨、尤江戸為登之外仙台廻共被相免由被仰渡候事等につき。

仙_六_四 文化三年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文化十三年一月ヨリ同十四年七月ニ至ル」とあるが、文化二年七月～同二三年八月の部分等を抄録。内容は、猿沢村飯山御林田畠入込居候分御下知之事等につき。

仙_六_五 文政七年 諸御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分には「文政七甲申正月」とあり。文政七年正月～六月の部分等を抄録。内容は、御普請御作事内御役屋御材木向寄被相出候等につき。

仙元一六

文化九年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分に「文政九内戌歳」とあり。文政九年正月の部分等を抄録。内容は、在々御林野火入之分精々吟味見詰相立取、都申上候様被仰渡候事等につき。

仙元一七 文政二年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

*表紙部分に「文政十二年正月」とあり。文政一二年一月の部分等を抄録。内容は、桐木遠郡ハ他領出被相聞候段被仰渡候事等につき。

仙元一八 天保三年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙元一九 天保五年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙元二〇 天保五年 御用定留

岩手県東磐井郡大原村(現・一関市)鳥畠成徳

一

仙元二一 元禄一三年 矢作文書
*収録年次は延宝二年三月～元禄一三年二月。延宝二年三月「覚(漆上納につき)」等を所収。

仙元二二 宝曆七年 矢作文書

仙元二三 享保一七年 祖父久右衛門亡父久右衛門拙者迄諸木苗御伏方御植立仕候覺帳 岩手県氣仙郡高田町(現・陸前高田市)矢作徳之助

仙元二四 享保一七年 矢作文書
*収録年次は寛延四年一月～文化六年。寛延四年二月「享保拾七年、拙者勤□被相達以後、御伏方御植立仕候杉苗數書出」等を所収。
年代未詳 曾祖父矢作文書因幡代より段々御用相勤申候覺書

仙元二五 岩手県氣仙郡高田町(現・陸前高田市)矢作徳之助

一

*年月は享保一七年正月。仙二九一五と仙二九一六の間に「文書」を所収。収録数は三。収録年次は享保二〇年八月～元文四年一二月。享保二〇年八月「(御林取立深切等のため苗字刀御免被成下、御山横目ニ被仰付候につき書付)」等を所収。

番号	年代	表題	収録数
		謄写時点の所蔵	
仙元一六	寛保元年	矢作文書	三
		*収録年次は延宝二年三月～享保一〇年五月。宝永二年閏四月「今泉土手江先祖代杉千三百本自分植立指上申候杉數、段々御伐方被成置候分、御本帳ニ相付候分写」等を所収。	
仙元一七	天明五年	矢作文書	
		*収録年次は安永六年八月～天明二年四月。天明二年四月「明和五年々氣仙郡米崎村・小友村、御留林江杉苗御植立欠數村々請取并御見届請帳」等を所収。	
仙元一八	寛政二年	矢作文書	
		*天明五年九月「(御山横目矢作久右衛門の勤功褒賞につき書付)」を所収。	
仙元一九	文政六年	米崎村文書	
		*「米崎村文書」とあるが、「矢作徳之助文書」の誤り。収録年次は天明元年閏五月～寛政二年七月。天明二年一月「御褒美被下置候御書付(氣仙郡横田山杉松下先納金催促の取扱につき)」等を所収。	
仙元一〇	明治二年	米崎村文書	
		*収録年次は文化一～五年～文政六年八月。文化一～五年「文化拾年分、氣仙郡浜田村杉植立調書上」等を所収。	
仙元一一	明治二年	米崎村文書	
		*収録年次は元禄九年三月～明治二年正月。天保二年三月「(氣仙郡浜田村宇和山御林等を、村方願之上)ヶ年代拾貰文宛を以、野手山ニ被成下度旨御下知につき証文」等を所収。	
仙元一二	文政元年	氣仙郡浜田村御山守書上帳	
		*年月は文政元年六月。	
仙元一三	元禄二年	遊佐文書	
		*元禄二年「(鳴子村之者共、肝入甚之丞不届御座候由申出候品々之事及承、甚之丞方晴御座候覺)」を所収。	
仙元一四	元禄二年	遊佐文書	
		*収録年次は宝永二年一月～寛保二年一二月。宝永二年一月「(玉造郡鳴子村と新庄領の境争論に關する御国境証拠之絵図・書状につき書付)」等を所収。	
仙元一五	天明六年	此度甚兵衛平左衛門申定之事	
		宮城県玉造郡鳴子町尿前(現・大崎市)遊佐司	
		宮城県玉造郡鳴子町尿前(現・大崎市)遊佐司	
		一	
		二	
		三	

*年月は天明六年七月。内容は、甚兵衛からの遙り金の扱いにつき。

仙元一六 明治八年 喚子村御林嶽山御竹敷御帳諸木并地付林御林帳

*年月は明治八年四月。表紙部分には「玉造郡鳴子村御林嶽山御竹敷御帳付諸木并地付林御林帳」とあり。

仙台藩第三〇号(リール番号一五)

仙三〇一 貞享元年 磐井郡西磐井市野々村図面ノ抄

*年月は貞享元年一月。表紙部分には「岩井郡西岩井市野々村図面ノ抄」とあり。

仙三〇一 文政九年 大森堂御林一件

*表紙部分に「文政九年戊ノ二月、大森堂御林一件」とあり。文政九年二月(同一)〇年二月の部分を抄録。現史料の形態は、綴であると思われる。内容は、

文政九年二月「乍恐不念書を以奉申上候御事(市野村御林の材木取扱につき)」等。

仙三〇一 安政三年 穂積文書

*安政三年二月「杉献苗植立、差上等につき書付」を所収。

仙三〇一 万延二年 穂積文書

*万延二年三月「御山番方・御林方御堺番留(市野々村樋ノ口御林へ杉植立等につき)」を所収。

仙三〇一 文久二年 穂積文書

*文久二年四月「(市野々村肝入・穂積秀藏等、樋ノ口御林へ杉苗木植立、指上等につき書付)」を所収。

仙三〇一 嘉永三年 穂積文書

*嘉永三年三月「乍恐奉願上候御事(松木脂山被成下度につき)」を所収。同年四月の奥書あり。

仙三〇一 仙元一七 明治五年 穂積文書

*年月は明治五年二月。内容は、陸中国磐井郡市野々村田畠・家数・村方持林有無等につき書上。

仙三〇一 仙元一八 明治七年 穂積文書

*明治六年四月～同七年四月「(諸職人調、村方持林総計、官林御払下望人調等につき書上)」を所収。抄録。

仙三〇一 仙元一九 天保七年 穂積文書

*天保七年八月「乍恐西黒沢村肝入口上書ヲ以奉願上候御事(古袋村・市野々村蕨根堀願出につき)」を所収。

番号 年代 表題

仙三〇一一 文政七年 御百姓中願書写

臘写時点の所蔵

宮城県黒川郡吉田村(現・大和町)堀籠幸作

収録数
一

*寛政九年四月～文政七年七月の内容を含む。内容は「乍恐一書を以郡村御百姓中願書を認奉願申上條、如願ニ御下知被成下度新村御百姓中壱味連判を以左ニ奉願候御事(御年貢御免願等につき)」および代官からの下知書等を所収。

仙三〇一二 寛文九年 伊達御領茂庭村与刈田湯原村御論山卷

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*年月は寛文九年正月。表紙部分には「伊達御領茂庭村与刈田湯原村御論山之卷、御目付様江上り申候覺書之写」とあり。

仙三〇一三 寛文七年 湯原村御論山之卷

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*表紙部分に「壱」とあり。

仙三〇一三 寛文七年 湯原村御論山之卷

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*年月は寛文七年八月。表紙部分に「弐」とあり。

仙三〇一四 寛文七年 湯原村御論山之卷

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*江戸前期のものと推定。表紙部分には「無表紙」とあるため、右表題は臘写時に付されたものと推測される。

仙三〇一五 年代未詳 堀内文書

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一六 年代未詳 堀内文書

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*江戸前期のものと推定。「(和田村・茂庭村間の山境争論につき書付)」を所収。

仙三〇一七 寛文九年 堀内文書

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*江戸前期のものと推定。「(御境につき書付)」を所収。

仙三〇一八 年代未詳 堀内文書

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*年月は寛文九年三月。「(裏書)」として「湯原村御論山之卷」とあり。

仙三〇一九 享保二年 堀内文書

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

*江戸中期のものと推定。「乍恐以書物奉言上候事(茂庭村・湯原村間の湯原山境目争論につき)」を所収。

仙三〇二〇 元禄九年 堀内七郎兵衛於評定所云々

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

収録数
左

*年月は享保二年正月。表紙部分には「享保拾弐年正月廿一日、堀内七郎兵衛^(利益不記)於評定所女□被下置候御書立一卷」とあり。

仙三〇一三

天正三年 堀内文書

*元禄九年四月「刈田郡御新田所奉願候事」を所収。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一三

寛永二年 堀内文書

*天文二三年正月～天正三年九月「屋敷下置等につき書付」を所収。弘化三年とあるのは、弘治三年の誤りと推測される。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一三

寛永二年 堀内文書

*総目録には採録されていない。収録年次は、寛永二年三月～元禄二五年一月。元禄二五年一月「(自分山林壳渡証文)」等を所収。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一四

明和二年

御論山之巻行々ニ書写御会所江納候

*明和二年九月～一〇月の内容を収める。表紙部分には「御論山之巻行に書写御会所江納候節、自席ヲ加ヘ令添書下書並諸御役人衆名元寄下書」とあり。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一五

明和二年 御論山之巻諸役人名寄

*表紙部分には「御論山之巻、諸役人御名寄」とあり。

仙三〇一六

宝曆四年 勤功書并先祖住居ノ邑々色々書上控

*享保五年三月～宝曆四年九月のものを収める。表紙部分に「勤功書并先祖住居之品々色々書上扣」とあり。抄録。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一七

寛文九年 御領茂庭村刈田湯原村御論山記録

*寛文八年二月～同九年一月のものを収める。寛永九年とあるのは、寛文九年の誤りと推測される。表紙部分には「御領茂庭村・刈田湯原村御論山御記録之写」とあり。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙三〇一六

寛文九年 湯原御論所落居被仰付御証文之写

*年月は寛文九年九月。

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)堀内傳九郎

仙台藩第三号(リール番号一六)

仙三一一

貞享元年 桃生郡尾崎浜御林より御用木伐出本帳

宮城県桃生郡大川村(現・石巻市)浜畠徳治

*表紙部分には「貞享元年十一月十七日」とあり。貞享二年一二月～天保四年一二月の内容を含む。寛永元年とあるのは、宝永元年の誤りと推測される。表紙部分には「桃生郡尾崎浜・曾藤山・不峯山・堂野入山・光喜野山・狼穴入山・黒森山・按木立山・堺町嶺山・青野入山御林^ヲ御用木伐出本帳」とあり。

番号	年代	表題	収録数
仙三一	文久三年	桃生郡南方三輪田村龜山ノ内中黒沢山并不動沢山寺沢山三ヶ所江同村御百姓馬場弥兵衛之助一式自分入料ヲ以杉植立指上候新御林帳	一
仙三一	安政三年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政三年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政七年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	嘉永五年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政四年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)日野長三郎	一
仙三一	大正五年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)穗積小一郎	一
仙三一	年代未詳	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)八巻道榮	一
仙三一	文政三年	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)八巻道榮	一
仙三一	文政三年	宮城県氣仙郡上有庄村(現・住田町)吉田勝助	一

*年月は文久三年一〇月。表紙部分には「桃生郡南方三輪田村龜山之内、中里沢山并不動沢山・長沢山三ヶ所江、同村御百姓馬場屋兵之助一式自分入料を以杉植立指上候新御林帳」とあり。同年一一月の奥書あり。後半には文久三年一〇月「桃生郡南方三輪田村寄藤山御林并此度新御林共ニ四ヶ所へ同村御百姓馬場屋兵之助一式自分入料を以杉苗木植立指上木数御改帳」が謄写されていることから、原史料の形態は綴であつたと推測される。

番号	年代	表題	収録数
仙三一	文久三年	桃生郡南方三輪田村龜山ノ内中黒沢山并不動沢山寺沢山三ヶ所江同村御百姓馬場弥兵衛之助一式自分入料ヲ以杉植立指上候新御林帳	一
仙三一	安政三年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政三年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政七年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	嘉永五年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)馬場兵治	一
仙三一	安政四年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)日野長三郎	一
仙三一	大正五年	宮城県桃生郡二俣村三輪田(現・石巻市)穗積小一郎	一
仙三一	年代未詳	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)八巻道榮	一
仙三一	文政三年	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)八巻道榮	一
仙三一	文政三年	宮城県氣仙郡上有庄村(現・住田町)吉田勝助	一

*表紙部分には「大正五年赴任記念 桃之浦風 全」とあり。内容は、伊達政宗に樹芸を講じたという洞仙寺良悦に関する文献からの引用。抄録。銅一巻」とあり。内容は、草飼山出入二付、沼倉村・市野村願書等。

番号	年代	表題	収録数
仙三一	文政三年	*表紙部分には「文政三年五月乍恐口上書を以奉願上候御事(洞山寺境内出火に伴う殿堂再建につき、杉被下置たき等願書)」を所収。	一
仙三一	文政三年	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)吉田勝助	一
仙三一	文政三年	宮城県牡鹿郡萩浜村大字桃ノ浦(現・石巻市)吉田勝助	一
仙三一	文政三年	宮城県氣仙郡上有庄村(現・住田町)吉田勝助	一

とあり。

仙三一〇 明治二年 明細村鑑書上帳

*年月は明治三年九月。御林に關する記載あり。

仙台藩第三三号(リール番号一六)

仙三一一 文政八年 加美郡寒風沢御境目御用頭書

*表紙部分には「文政八年四月ヨリ」とあり。文政八年四月、天保一四年一月、文久三年七月の部分等を抄録。

仙三一二 文久二年 早坂文書

*寛政七年一月、文久三年五月、文久四年二月の部分を抄録。内容は、加美郡小野田本郷漆沢村之内輕井沢御境目付御足輕共、乍恐口上一書を以申上候御事等。

仙三一三 万延元年 早坂文書

*万延元年六月「(加美郡宮崎村之内寒風沢、御足輕坂御山守善六老衰のため退役等につき願書)」を所収。

仙三一四 年代未詳 榊沢文書

*江戸期のものと推定。「(要害拝領・所拝領・在所拝領につき書付)」を所収。抄録。

仙三一五 文久二年 御徒小姓組代數書上下書留

*表紙部分には「文久二年戊辰三月」とあり。内容は「(大沼半左衛門御知行高につき書上)」等。抄録。

仙三一六 明和八年 諸書上定法覚

宮城県刈田郡白石町(現・白石市)樺沢友治
宮城県加美郡宮崎村(現・加美町)樺野周之助

福島県

仙三一七 明治二年 旧仙台藩山林処分抜萃

岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

*明治二年正月と同二月のものから成る。内容は、乍恐奉願候御事(上胆沢西根村北方所々御林雜木小柴立下草等之分、燃料ニ被下置度につき)等。

仙三一九 明治二年 北條文書

岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

文政二年 元禄九年胆沢郡上伊沢永徳寺村所々山林町数并境付共二御改本帳 岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

*年月は元禄九年五月一五日。元禄九年五月一五日の御改帳を、文政二年三月に肝煎大三郎が写し取つたもの。文化一〇年六月の記載もみられる。表紙部分には「元禄九年胆沢郡上伊沢永徳寺村所々山林町数并境付并ニ御改本蝶」とあり。

番号 年代 表題

謄写時点の所蔵

収録数

仙三一〇 文政七年 北條文書

*文政七年正月「乍恐奉願候御事(永徳寺村北沢御林并山中山御林御山守安内老体につき隠居願)」を所収。同年二月の奥書あり。

仙三一一 文政二年 北條文書

*文政二年正月「乍恐奉願候御事(永徳寺村内高梨御林御山守平兵衛病身につき隠居願)」を所収。同年二月の奥書あり。

仙三一二 宝暦一〇〇年 北條文書

*宝暦一〇〇年三月「(永徳寺村山中山御林焼失につき焼跡御披露につき書付)」を所収。

仙三一三 明治二年 北條文書

*明治二年二月「乍恐奉願候事(的岡山・増沢山・北沢山御林を、極貧御百姓共江飲料三被下置候様御吟味被成下度につき)」を所収。

仙三一四 明治二年 北條文書

*明治二年正月「乍恐奉願候事(下若柳大歩山を難渋御百姓共江薪料二被下置候様御吟味被成下度につき)」を所収。

仙三一五 明治二年 北條文書

*明治二年正月「乍恐奉願候事(桜田山・下高梨山・内高梨山御林を燃料山三被下置候様御吟味被成下度につき)」を所収。

仙三一六 明治元年 北條文書

*明治元年正月「乍恐奉願候事(永徳寺村細野山御林雜木を一村燃料二被下置候様御吟味被成下度につき)」を所収。

岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄
岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

仙三一七 明治二年 北條文書

*明治二年正月「乍恐奉願候御事(永沢村御林を燃料山等二被下置度につき)」を所収。

仙三一八 明治元年 北條文書

*明治元年正月「乍恐奉願候御事(上胆沢西根村小湯沢山御林雜木を、貧民御百姓共江飲料二被下置候様御吟味被成下度につき)」を所収。

岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄
岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

仙三一九 嘉永六年 北條文書

*嘉永六年三月「(上伊沢永徳寺村根岸山御林御山守栄藏病死につき、跡御山守吟味願)」を所収。

仙三二〇 安政五年 北條文書

*安政五年八月「(上伊沢永徳寺村の岡山御林御山守重兵衛老体につき、跡御山守吟味願)」を所収。

仙三一
文久四年

北條文書

岩手県胆沢郡永岡村(現・金ヶ崎町)北條隆雄

*原史料は綴等複数の史料が一括された形態と推測され、枝番号が付されている。文政八年九月～明治二年二月のものを収める。内容は、文久四年七月「乍恐奉願候御事(上伊沢永徳寺村御百姓八太郎老体につき、跡御山守吟味願)」等。

仙台藩第三三号(リール番号一七)

仙三一
元禄二年

氣仙郡横田村半兵衛杉うへ立ノ巻

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*元禄二年二月と同二年七月のものから成る。内容は、杉九万本植立等につき。

仙三一
元禄二年

松田文書

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*元禄二年三月「(横田村渡世之うど・わらび等取申山につき書上)」を享保三年一二月に書き写したもの。

仙三一
慶応二年

乍恐御披露申上御事

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*慶応二年八月「乍恐御披露申上候御事(百姓刃物持參、御林に相入居候ヲ見当申候につき)」を所収。

仙三一
安政七年

申合一札之事

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*安政七年二月「申合一札之事(十藏・竹治兩人之者共御林中江籠越徒等仕候につき)」を所収。

仙三一
文久四年

乍恐奉願候御事

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*文久四年二月「乍恐奉願候御事(佐沼山御林之内江人馬出入のため、御吟味被成度につき)」を所収。

仙三一
文化一〇年

松田文書

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*文化一〇年四月「此度御賞志被下置候品々申上候様被仰渡候ニ付、左ニ申上候御事」を所収。

仙三一
明治三年

元禄十六年中氣仙郡中村々抜々村高井山坪取調

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*年月は明治三年三月。表紙部分には「無表紙」とあるが、冒頭には「元禄拾六年中氣仙郡之内村々抜々村高井山坪取調」とあり。

仙三一
安永一〇年

杉御用被仰渡候御事

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*表紙部分には「安永十年丑」・「正月四日写之」とあるが、原史料の年代は不明。表紙部分には「杉御用被仰渡候御事」とあり。

仙三一
元禄五年

証拠物留

岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*元禄一五年六月～明治二年八月のものを収める。表紙部分には「証拠物写」とあり。「第壹号証」・「第八号証」を収める。内容は、元禄一五年六月「(氣

仙沼横田村百姓半兵衛自分物入ヲ以テ杉・栗・漆・唐竹植立、御林ニ指上のため、素年貢御用捨につき書付)」等。

番号 年代 表題

謄写時点の所蔵

仙三一〇 寛政七年 橫田村佐沼山御林江同村御山守利兵衛植立指上候分召上御改帳 岩手県氣仙郡横田村(現・陸前高田市)松田弘平

*年月は寛政七年一月。表紙部分には「氣仙郡横田村佐沼山御林江同村御山守利兵衛植立指上候分召上御改帳」とあり。

仙三一一 安政六年 誤一札之事

*安政六年九月「誤一札之事(此度拙者心違ニ而、御林之内麦時灰焼候等につき)」を所収。

仙三一二 嘉永三年 風土記御定頭書

*年月は嘉永三年一二月。表紙部分には「風土記」とあり。内容は、丸森村に関するもの。抄録。

仙三一三 年代未詳 御定頭書

*表紙部分に「宮城県地理課」との朱印の写あり。内容は、「御裏林・御城林・御鹿籠山ニ付万之部」、「流木方ニ付万ノ部」等。

仙三一四 文政七年 村上文書

*文政七年閏八月「乍恐奉願事 扣(気仙郡矢作村板橋山御林江、杉六千本自分入料を以植立指上申度につき)」を所収。

仙三一五 文政八年 矢作村板橋山御林ノ内柄ヶ沢杉植立御下知一卷

*文政七年閏八月(同八年二月のものを收める。表紙部分には「氣仙郡矢作村板橋山御林之内柄ヶ沢杉植立御下知壹卷留」とあり。

仙三一六 文政二年 御林帳

*年月は文政二年閏四月。ただし、末尾に「文政十一年戊子正月」とある。内容は、矢作村の御林について御山守が書き上げたもの。

仙三一七 文政 村上文書

*枝番号が付されており、正徳四年六月(文政二年正月のものを收める。内容は、文政二年正月「居久根之内相縫り証文之事」等)を所収。

仙三一八 元禄八年 村上文書

*元禄八年一〇月「覚(板橋山御林・壱ノセ山御林の境界・林相・道法等につき書付)」を所収。

仙三一九 文政七年 村上文書

岩手県氣仙郡矢作村(現・陸前高田市)村上一郎
*元禄八年一〇月「覺(板橋山御林・壱ノセ山御林の境界・林相・道法等につき書付)」を所収。

仙三二〇 明治二七年 修身図鑑附錄

*表紙部分に「明治廿七年四月一日備付」とあり。杉苗を培養した洞仙寺住持良悦等について記載された部分を抄録。

収録数

仙台藩第三四号(リール番号一七)

仙三四一 元和元年 貞公治家記録

*表紙部分には「元和二年」・「同九年」とあり。元和六年九月(同八年八月の部分を抄録。内容は、元和六年九月「(漆ノ木一人二付十五本ツ、毎年裁可申事、付根丸無油断可仕事等条々の書付)」等。

仙三四二 年代未詳 油井元雄上書

*油井元雄によって書かれた富国強兵のための意見書。蠟・漆・綿・蚕織・塩・米・金銀銅・鉄鉱等についての記載あり。

仙三四三 年代未詳 仙国地方算法

*内容は、諸償勘定之覚、御雇之事、出火之事等条目の書上。

仙三四四 元禄六年 仙国御郡方式目

*寛永一五年三月(元禄六年三月までの「御郡方御式目」や「御郡方萬御仕置」等を書き上げたもの。表紙部分には「仙国御郡方式目 全」とあり。

仙三四五 天保二年 出入司職鑑坤

*表紙部分に「天保十二年閏正月廿四日熊谷に面写之置候ニ付嘉永六年八月十三日矢野倫光写之置候事、當時御作事方加勢役人勤仕中ニ候事 藤原氏」とあり。

仙三四六 安政六年 官職分限記

*安政六年六月に写されたもの。表紙部分には「官職分限記 全」とあり。

仙三四七 安永六年 割田郡風土記御用書出

*安永六年七月に作成されたものと推定。表紙部分には「風土記御用書出 割田郡四冊ノ内其三」とあり。刈田郡湯原他に関する地誌の書上。抄録。

仙台藩第三五号(リール番号一八)

仙三五一 安永一年 風土記御用書出

*安永二年八月(一月のものを収める。表紙部分に「風土記御用書出 玉造郡一冊ノ内其二」とあり。玉造郡上真山村・玉造郡鳴子村・江刺郡人首村・江刺郡角掛村の「風土記御用書出」を所収。抄録。

仙三五二 安永五年 風土記御用書出

*安永五年七月のものを収める。表紙部分に「風土記御用書出 加見郡四冊ノ内其四」とあり。加美郡王城寺村・加美郡小栗山村の「風土記御用書出」を所収。抄録。

宮城県図書館

一

番 号 年 代 表 題

贋写時点の所蔵

収 錄 数

仙_三_五 安永六年 風土記御用書出

宮城県図書館

*安永六年八月のものを收める。表紙部分に「風土記御用書出 栗原郡」とあり。栗原郡三迫有賀村の「風土記御用書出」を所収。抄録。

仙_三_五 安永七年 風土記御用書出

宮城県図書館

*安永三年七月～同七年七月のものを收める。表紙部分には「風土記御用書出 柴田郡三冊ノ内其一」とあり。「柴田郡南方拾五ヶ村御村名次第書出」・「柴田郡南方拾五ヶ村之内上金仕持高之内御知行被下置并素年貢又ハ永々綿布御免被成下候者書出」、他に柴田郡内の各寺院等に関する「書出」、「風土記御用書出」を所収。

仙_三_五 安永九年 風土記御用書出

宮城県図書館

*安永九年四月のものを收める。表紙部分に「風土記御用書出 本吉郡三冊ノ内其一」とあり。本吉郡北方歌津村・本吉郡北方津谷村の「風土記御用書出」を所収。抄録。

仙台藩第三六号(リール番号一八)

仙_三_六 正徳五年 御法令違反之部

宮城県庁

*元禄二年七月二十五日、宝永元年一〇月二七日、同三年二月二一日の部分等を抄録。表紙部分には「御法令違犯之部」とあり。

仙_三_六 享和元年 御分領中御山守御切米被下留

宮城県庁

*享保一四年五月一七日～寛政一〇年一月六日のものを收める。

仙_三_七 万延元年 陸奥常陸下総近江之内領知郡村高辻帳

宮城県庁

*年月は万延元年一二月。表紙部分には「陸奥国・常陸国・下総国・近江国之内領知郡村高辻牒」とあり。

仙_三_八 慶応三年 御転法留

宮城県庁

*表紙部分には「慶応三年以降」とあり。寅五月二九日～辰四月のものを收める。内容は、山林奉行任命につき書付等。

仙_三_九 明治一年 伊達安芸旧領山林調

宮城県庁

*年月は明治二年七月。「官林雜」との記載がある内表紙あり。内容は、涌谷村・福ヶ袋村・沼辺村の山林書上。抄録。

仙_三_{一〇} 明治三年 御用頭書

宮城県庁

*表紙部分に「式冊ノ壹」とあり。内表紙部分に「明治三年四月ヨリ」、「開拓司」とあり。四月一九日～七月一九日の部分を抄録。内容は、御林開拓等につき。

仙元一七

明治二年 御用頭書

宮城県厅

*表紙部分に「明治三年」、「式冊ノ式」、「租稅局・物產局」とあり。六月一日～八月二〇日の部分を抄録。明治三年六月一日「(黒川郡大龜村大龜明神社内杉木用水水元のため、御伐方御扣被下置候等につき書付)」を所収。

仙元一八

年代未詳 磐城国刈田郡官林之内村方普請備山払下調

宮城県厅

*明治初年のものと推定。表紙部分には「磐城国刈田郡官林之内村方普請備山払下箇所調」とあり。抄録。

仙元一九

明治二七年 旧仙台藩山林处分抜萃

宮城県厅

*明治一四年二月以降に作成されたものと推定。「明治廿七年五月謄写」とあり。表紙部分に「旧仙台藩山林处分抜萃 全」とあり。「旧仙台藩山林处分抜萃」、「旧藩中山林ト通常刑符トノ比較表及実例」、「旧藩山林制度取調書」、「旧藩評定所役員塚本四素問答書」、「村井氏筆記写」を収める。

仙元一〇

明治四年 御用留

宮城県厅

*表紙部分に「明治四年」、「式冊ノ壹」とあり。辛未正月～一月の部分を抄録。内容は、散田地開拓等につき。

仙台藩第三七号(リール番号一九)

仙元一一 天明三年 鶯尾文書

宮城県宮城郡根白石村(現・仙台市)鶯尾榮吉

*天明三年一〇月「鉄砲証文」を所収。

仙元一二 文政三年 赤岩村御林境并坪数御改帳

宮城県本吉郡松岩村(現・気仙沼市)渡辺梅次郎

*年月は安政三年九月。表紙部分には「赤岩村御林境并二坪數御改帳写」とあり。元禄一四年三月「赤岩村唐竹御留數并御村數、先年御改之通書立仕候覺」、文政一三年一二月「逆木山御引渡切方証文事」も所収する。

仙元一三 寛文九年 渡辺文書

宮城県本吉郡松岩村(現・気仙沼市)渡辺梅次郎

*寛文九年一〇月～享和元年四月「月立村入合野山一件」を所収。抄録。

仙元一四 安永五年 法鑑一

宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明

*宝永五年とあるが不詳。表紙部分には「法鑑卷之壹」とあり。「山野海川高ニ結法之事」、「野山開發損益之事」、「反高之事」等を所収。抄録。

仙元一五 享保八年 法鑑一

宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明

*寛永一二年一二月～安永五年八月のものを收める。表紙部分には「法鑑卷之式」とあり。「古來檢地條目之事」、「新田檢地條目」、「新田開發二付初發吟味の事」等を所収。

番号	年代	表題	収録数
		謄写時点の所蔵	
仙元一	年代未詳	法鑑三	一
仙元一	年代未詳	法鑑四	一
仙元一	寛保三年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	寛保三年	*江戸期のもの。表紙部分には「法鑑卷之二」とあり。「口書認メ方之事」、「追放之事」、「所払之事」等を所収。	一
仙元一	寛保三年	*天明五年九月以降の編纂と推定。表紙部分には「法鑑卷之四」とあり。「他所之者支配所江参りあはれ候事」、「日安掛り并差出候出入差別之事」、「公事出入と吟味者差別之事」等を所収。	一
仙元一	宝暦二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	宝暦二年	*江戸中期のもの等を收める。表紙部分には「法鑑卷之五」とあり。「大切囚人江戸江召連之事」等を所収。	一
仙元一	元文二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	元文二年	*江戸中期のもの等を收める。表紙部分には「法鑑卷之六」とあり。「御定法目録(公事・魚獵・入会等に関する禁制)」を所収。	一
仙元一	寛永二〇年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	寛永二〇年	*寛永二〇年三月一〇日～享保二年一月五日のものを收める。表紙部分には「法鑑卷之七」とあり。「評定所訃書」、「誓紙間掛板写定」等を所収。	一
仙元一	文久二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	文久二年	*寛保二年四月～宝暦二年のものを收める。表紙部分には「法鑑卷之八 終り」とあり。「御定書」、「密通御仕置之事」、「盜人御仕置之事」等を所収。	一
仙元一	文久二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	文久二年	*『総目録』には採録されていない。明治四年一月「午皆済目録」を收める。	一
仙元一	文久二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	文久二年	*『総目録』には採録されていない。表紙部分には「明治二己巳年正月吉」とあり。三月～二月の部分を抄録。表紙部分には「御用留」とあり。内容は、山川横目任命等につき。	一
仙元一	文久二年	宮城県刈田郡七ヶ宿村(現・七ヶ宿町)渡部明	一
仙元一	文久二年	*『総目録』には採録されていない。表紙部分には「文久二(大)年正月元日より」とあり。九月の部分を抄録。表紙部分には「諸御用留」とあり。内容は新地開発や荒所起返し、山林野火等につき。	一
仙台藩第三八号(リール番号一九)	伊達伯爵家		

*江戸期のもの。表紙部分には「封内風土記抜萃」とあり。抄録。

仙元一
天正一九年
政宗君治家記録引証記

伊達伯爵家

一四

*天正一九年(寛永九年七月)のものを抄録。卷十五、十六、二十一、二十二、二十三、二十八、二十九上、二十九下、三十上、三十一上、三十一下、三十二上、三十二下、三十三を所収。

仙元一
年代未詳
貞山公治家記録一

伊達伯爵家

一

*近世初期のものを抄録。表紙部分には「貞山公治家記附録之二」とあり。「御著述及ヒ言行履歴等、或八月不知、或八月ニ不関者、皆此卷ニ載ス」とあり。「(山ヲ茂ラセ、山野ニ木ノ実ヲ植サセ、柴薪伐リ尽サヌ様ニスル事肝要ナリ)」等の記載を含む。

仙元一
享保一八年
古今仰渡

伊達伯爵家

一

*享保一八年(寛政八年)のものを抄録。内容は、伊達近江殿知行登米郡日根牛村坊之沢林ニおいて山守、百姓致打擲候義等につき。

伊達伯爵家

一

仙元一
年代未詳
民間備荒録

伊達伯爵家

一

*建部清庵「民間備荒録」は、宝暦五年に作成された。表紙部分には「民間備荒録卷之下」とあり。「食草木葉法」として、葛粉・蕨粉・カラスウリノネ・トチノミ等を紹介。抄録。

仙元一
大正六年
仙台藩物産沿革

伊達伯爵家

一

*年月は大正六年六月。表紙部分には「仙台物産沿革」とあり。仙台の物産として、埋木細工・指物・茶について記載。抄録。

伊達伯爵家

一

仙元一
寛政二年
仙台藩租税要略追加

伊達伯爵家

一

*寛永二年九月(慶応元年一月)のものを抄録。卷一田制編、卷二田租篇、卷三雜税篇、卷四徭役篇、卷五雜篇第五を收める。

伊達伯爵家

一

*天正一四年(寛文二年)六月のものを收める。抄録。

仙台藩第三九号(リール番号一〇)

仙元一
年代未詳
仙台藩租税要略

伊達伯爵家

一

*卷一田制篇(寛永元年九月)、卷二田租篇第二(寛永二年九月)、卷三雜税篇第三(享保二〇年五月)、元治元年(一〇月)、卷四徭役篇第四(天和三年五月)、弘化四年一二月)を抄録。

番 号 年 代 表 領

謄写時点の所蔵

収録数

仙元一二

寛延元年

忠山公治家記録

伊達伯爵家

三三一

* 寛延元年一〇月～宝暦六年三月のものを抄録。卷之二十二上、二十二下、二十三上、二十四上、二十六上、二十六下、二十七上、三十、三十一上、三十一下、三十二下、三十三上、三十四上、三十五下、三十六下、三十八上、三十八下、三十九上、三十九下、四十、四十二上、四十二下、四十三上、四十三下、四十四下、四十六、四十七上、四十七下、五十上、五十下、五十一を所収。内容は、寛延元年一〇月「於江府、去廿一日相模守殿邸へ公義使ヲ招カレ、寺社領朱印十枚相模守殿手自授ラル」等。

仙元一三

年代未詳

旧仙台藩郡村要録三

伊達伯爵家

一一

仙元一四

文政七年

仙台金石誌

伊達伯爵家

一一

仙元一五

文政七年

老翁聞書

伊達伯爵家

一一

仙元一六

万治二年

表紙部分には「仙台金石誌」とあり。内容は、名蹟等の書上。抄録。

伊達伯爵家

一一

仙元一七

正徳四年

記録箋書

伊達伯爵家

一一

仙元一八

正徳五年

記録

伊達伯爵家

一一

仙元一九

正徳四年二月～二月の部分を抄録。「公自筆」とあり。

伊達伯爵家

一一

仙元二〇

延享二年

仙台武鑑

伊達伯爵家

一一

仙元二一

延享二年

鷹狩覚

伊達伯爵家

一一

仙元二二

享保七年

伊達伯爵家

一一

仙元二三

年代未詳

伊達伯爵家

一一

仙元二四

年代未詳

伊達伯爵家

一一

仙元二五

文治五年

神社御用之物

伊達伯爵家

一一

仙元二六

文治五年

神社御用之物

伊達伯爵家

一一

* 文治五年七月～正保三年のものを抄録。文治五年七月「頼朝公御制札之写」等を所収。

* 仙台叢書第二二巻を謄写したもの。抄録。

仙台藩第四〇号(リール番号)一〇

仙四〇一

年代未詳

山林会報抜書

伊達伯爵家

仙四〇二

年代未詳

*木村弥八郎「宮城県遠田郡山林藩植ノ由來(大日本山林会報告第四号、明治一五年五月刊行)」、「旧仙台藩林制問答(大日本山林会報告第一八六号、明治三一年六月一日刊行)」を抄録。

仙四〇三

文化八年

旧仙台藩郡村要錄

伊達伯爵家

仙四〇四

年代未詳

*表紙部分には「旧仙台藩郡村要錄」とあり。享保三年九月～文化八年三月のものを抄録。「出火之部」を所収。

伊達伯爵家

仙四〇五

天明五年

陸奥国伊達信夫村々様子大概書

伊達伯爵家

仙四〇六

元文元年

獅山公治家記録

伊達伯爵家

*元文元年五月～寛保二年一月のものを抄録。卷之百三十二下、百三十三上、百三十四下、百三十五上、百三十六下、百三十七上、百三十七中、百三十七下、百三十八上、百三十八中、百三十九上、百三十九下、百四十上、百四十下、百四十一上、百四十一下、百四十二上、百四十二中、百四十三下、百四十四下、百四十五下、百四十六上、百四十七上、百四十八上、百四十八下、百四十九上、百四十九下、百五十上、百五十中、百五十下、百五十一上、百五十二上、百五十三上、百五十三下、百五十四上を所収。

仙四〇七

寛保三年 忠山公治家記録

伊達伯爵家

*寛保三年八月～延享二年一月のものを抄録。卷之一下、二上、三下、五下、六下、七上之上、七上之下、九上、九下、十上、十中を所収。

仙四〇八

年代未詳 東奥老土夜話

伊達伯爵家

*仙台叢書第八巻を謄写したもの。内容は「仙台御城御取立以前之事」、「御二の丸御普請之事」等。

仙四〇九

年代未詳 仙台名所聞書

日本林制史調査資料目録—仙台藩(一)

番号	年代	表題	収録数	謄写時点の所蔵
仙四〇一〇	年代未詳	奥羽観蹟聞老志	一	伊達伯爵家
仙四〇一二	安永六年	風土記御用書出	一	*安永四年七月～六年八月のものを収める。一閑御知行栗原郡三迫有壁村肝入伊左衛門が記したもの。抄録。
仙台藩第四一号(リール番号二二)				
仙四一一	享和二年	片倉家記録	一	伊達伯爵家
		*表紙部分には「片倉家記録 元、享、貞」とあり。享保九年閏四月～享和二年の部分を抄録。内容は、享保九年閏四月「諸寺院江被仰渡候品々并借屋宿守等之事色々被仰渡候事」等。	一	
仙四一三	天明元年	仙台記	一	伊達伯爵家
		*天明元年(一〇月)～享保二年三月の部分を抄録。内容は、亀岡八幡宮御普請等につき。	一	
仙四一四	自天正元年 至天正十八年	天正年間記録抜書	一	伊達伯爵家
		*天正七年七月～寛永一年八月の部分を抄録。表紙部分には「記録抜書」とあり。「高祖父輝宗・曾祖父政宗・祖父忠宗記録抜書之一」等を所収。	一	
仙四一五	寛保二年	獅山公治家記録	一	伊達伯爵家
		*寛保二年一月～同三年閏四月のものを抄録。卷之百五十四下、百五十六上、百五十六下、百五十七上、百五十七下、百五十八上、百五十八下、百五十九上を所収。内容は、寛保二年七月「(朝鮮人參莖葉効能ノ事)」等。	一	
仙四一六	宝曆元年	獅子公治仮家記録	一	伊達伯爵家
		*宝曆二年正月のものを抄録。表紙部分には「獅子公治家記録統編卷之十」とあり。	一	
仙四一七	天明二年	諸格式	一	伊達伯爵家
		*天明二年正月のものを抄録。内容は、洪水之砌、角五郎木場流木等押流候等につき。	一	
仙四一八	年代未詳	石川記	一	伊達伯爵家
		*享保一年のものを抄録。「山林奉行被相止、御勘定所指引諸色相勤候仕形之覧」等の内容を含む。抄録。	一	
仙四一九	文久二年	御小人目付等ノ書状	一	伊達伯爵家

*表紙部分には「御小人目付等の書状」とあり。文久二年一〇月「南部郡角田丸森辺ニテ、材木伐方致御境相出候由之義ニ付、御小人目付佐藤伊太夫等申聞候卷」を抄録。

仙四一九 年代未詳 仙台鹿ノ子 伊達伯爵家

*元禄八年頃作成されたものを、明治三二年に公刊したもの。表紙部分には「仙台鹿の子」とあり。

仙四一〇 年代未詳 陸奥国信夫伊達古論名所記 伊達伯爵家

*抄録。

仙四一一 寛政八年 秘藏録

*安永三年六月、文化二年五月、天保六年等の部分を抄録。仙台叢書第一〇巻を贋写したもの。内容は、安永三年六月「(御留野にて鉄砲犯候者并御鶴場にて鶴・雲雀取候者有之召捕申出候はゞ御褒美可被下事につき書付)」等。

仙四一二 慶長九年 用之覚書

*慶長九年は誤り。内容は、享保九年閏四月「覚(法蓮寺御宮林諸木如先規不可伐取等につき)」等。

仙四一三 明治三年 塩社叢説

*明治三年四月以前に作成されたもの。内容は、塩釜神社に関する記録。抄録。

仙四一四 年代未詳 木村宇右衛門覚書

*内容は、伊達正宗に関するもの。抄録。

仙四一五 慶長一年 東藩史稿

伊達伯爵家

*巻之四、九、十三、十五、十六、十九、二十、二十三、二十七、三十二等を所収。巻数不明のものあり。抄録。

仙四一六 年代未詳 紫野大明神之事

伊達伯爵家

*江戸期のものか。内容は、栗原郡清瀧村柴野大明神に関するもの。

仙四一七 元禄二年 塩釜末社十四社所々より之書出

伊達伯爵家

*元禄二年一月の部分を抄録。

仙四一八 年代未詳 封内名蹟志

伊達伯爵家

*仙台叢書第八巻を贋写したもの。柴田郡・伊具郡・名取郡・宮城郡・桃生郡・牡鹿郡・栗原郡・本吉郡・磐井郡・江刺郡を抄録。

番号 年代 表題

謄写時点の所蔵

収録数

仙四一九 文治五年 鹿島神社之儀承候覚

伊達伯爵家

—

仙四一〇 明治四年 仙台貨幣史
*大正一四年三月の序がある。仙台叢書別集第二巻を謄写したものと考えられる。表紙部分には「仙台貨幣志」とあり。

伊達伯爵家

—

仙台藩第四二号(リール番号一一) 伊達伯爵家
仙四一一 弘化二年 奧陽名數
*年月は弘化二年三月。表紙部分には「奥陽名救」とあり。序の部分に「我国の典故人物官称俗諺に至るまで平素切要の事を貝原大人の和漢名救にならひ
教目にあつかるを輯め奥陽名救と号く」とあり。抄録。

伊達伯爵家

—

仙四一二 明治二八年 奥羽史学会会報
*年月は明治二八年一二月。奥羽史学会会報第二号・第三号を謄写したもの。抄録。
仙四一三 延宝九年 刑罰記 伊達伯爵家
*延宝九年(正徳三年)の部分を抄録。内容は、元禄元年九月「(御成之日明地江木為植候不届付、役目被召放御國元江被相下遠慮仕可罷在由被仰付候等に
つき)」等。

伊達伯爵家

—

仙四一四 延宝七年 麋芥集 伊達伯爵家
*天文五年四月にまとめられた内容を、延享七年一二月に写したもの。

伊達伯爵家

—

仙四一五 年代未詳 東藩野乘 伊達伯爵家
*仙台叢書第八巻を謄写したもの。抄録。

伊達伯爵家

—

仙四一六 寛文一〇年 御切米扶持方帳 伊達伯爵家
*年月は寛文一〇年八月。内容は、仙台御材木御守等への御切米扶持の書上。抄録。

伊達伯爵家

—

仙四一七 年代未詳 奥州観蹟聞老志補修篇 伊達伯爵家
*仙台叢書を謄写したもの。刈田郡・名取郡・宮城郡・志太郡・玉造郡・栗原郡・桃生郡・遠田郡・牡鹿郡・氣仙郡・磐井郡・江刺郡・会津郡・耶麻郡・白河郡・
磐城郡・標葉郡・宇多郡・磐手郡・南津軽郡・鮑海郡・田川郡・村山郡・置賜郡の名跡に関する書上。抄録。

伊達伯爵家

—

仙四一八

万治三年 肯山公治家記録前

伊達伯爵家

六

*表紙部分には「肯山公治家記録前編」とあり。万治三年八月～延宝三年閏四月のものを抄録。卷之一、二、三、五、六、十を所収。

仙四一九

延宝五年 肯山公治家記録後

伊達伯爵家

一九

*表紙部分には「肯山公治家記録後編」とあり。延宝五年五月～元禄三年五月のものを抄録。卷之六、十二、二十三、二十四、二十八、三十一、三十五、三十八、三十九、四十、四十一上、四十一下、四十二、四十三、四十四、四十五上、四十五下、四十六、四十九を所収。内容は、延宝七年三月「覚（刈田郡湯原村論所之儀につき書付）」等。

仙四一〇

寛永一三年 義山公治家記録

伊達伯爵家

五

*寛永一三年七月～慶安三年二月のものを抄録。卷之一、二、三、四、七を所収。内容は、寛永一三年一二月「（久喜御鷹場につき書付）」等。

仙台藩第四三号(リール番号二二)

伊達伯爵家

一

仙四一一

年代未詳 陸前誌陸中陸奥誌

伊達伯爵家

一

*明治期以降に作成されたもの。陸前国内、宮城郡・名取郡・玉造郡・栗原郡・志田郡・遠田郡・桃生郡・牡鹿郡・登米郡・本吉郡・気仙郡・陸中国の内、磐井郡・胆沢郡・江刺郡・和賀郡・稗貫郡・閉伊郡・岩手郡・柴波郡・九戸郡・鹿角郡等の概要・位置・歴史・山川・島嶼等について書き記したもの。抄録。

仙四一二

年代未詳 奥塙地名集

伊達伯爵家

一

仙四一三

慶応二年 資難錄

伊達伯爵家

一

仙四一四

年代未詳 林子平上書

伊達伯爵家

一

仙四一五

年代未詳 裕鹿挨捨錄

伊達伯爵家

一

仙四一六

*文化八年閏二月に作成されたもの。仙台叢書第七卷を謄写したもの。内容は、仙台領内の名所・古跡の書上。抄録。

伊達伯爵家

一

仙四一七

寛政九年 旧仙台藩郡村要錄一

伊達伯爵家

一

*享保二年三月～文化三年二月のものを抄録。内容は、「御普請方之事」、「百姓御制禁之事」、「野場并川役之事」等。

仙四一八

寛文九年 審老人伝聞記

伊達伯爵家

一

*仙台叢書第六卷を謄写したもの。「続老人伝聞記」、「続々老人伝聞記」も所収。

日本林制史調査資料目録 仙台藩(一)

三一

番号	年代	表題	謄写時点の所蔵	収録数
仙四三一八	延宝八年	寺社領御寄附帳	伊達伯爵家	一
仙四三一九	寛永三年	残月台本荒萩一、二、三	伊達伯爵家	一
仙四三一〇	延享三年	法禁一、二	伊達伯爵家	一
仙四三一一	年代未詳	民間備荒錄上	伊達伯爵家	一
仙四三一二	年代未詳	民間備忘錄 卷之上	伊達伯爵家	一
仙四三一三	年代未詳	平泉旧蹟誌	伊達伯爵家	一
仙四三一四	文化四年	文匣材質審定記	伊達伯爵家	一
仙四三一五	年代未詳	旧仙台藩林政一般	伊達伯爵家	一
仙四三一六	年代未詳	*年月は大正四年三月。凡例には、「本書は旧仙台藩時代に行はれたる山林施設の大要を知らんと欲し編纂したるものなり」とあり。	伊達伯爵家	一
仙四三一七	年代未詳	*内容は「日本名所記書抜」等。抄録。	伊達伯爵家	一
仙四三一八	年代未詳	統法禁卷自一至六	伊達伯爵家	一
仙四三一九	年代未詳	*『総目録』では、仙四三一六、一九の順番が前後している。寛政元年四月～天保一三年八月のものを抄録。表紙部分には「統法禁 卷一、二、三、四、五、六」とあり。内容は、寛政一一年一〇月「中山道・甲州道中往還通行之者多有之ニ付品々之事」、寛政元年四月「御留野川犯候者有之義ニ付品々之事」等。	伊達伯爵家	一
仙四三一六〇	年代未詳	*『総目録』では、仙四三一六、一九の順番が前後している。江戸期のもの。内容は、「城・要害・所持領、在所持領等之事」、「山林方御定之事」等。抄録。	伊達伯爵家	一
仙四三一六一	宝暦七年	治家記録	伊達伯爵家	一

*『総目録』では、仙四三一一六九の順番が前後している。宝暦七年一月～天保二年六月のものを抄録。卷之二、三、四、五、七、八、九、十二、十三、十九、二十、二十一、二十二、二十五、二十六、三十、三十二、三十九、四十、四十一、四十四、四十八、四十九、五十、五十五、六十、七十二、七十四、七十六、七十九、八十、八十三、八十四、八十五、八十六、八十八、九十、九十一を所収。内容は、宝暦七年二月「(石母田長門等四名へ山林四百三十万坪ヲ賜フ)」等。

仙四一元 天保二年 漆山公治家記録

伊達伯爵家

二六

*『総目録』では、仙四三一一六九の順番が前後している。天保二年一月～明治元年二月のものを抄録。卷之一、二、三、四、五、六、七、九、十、十一、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八を所収。内容は、天保二三年一二月「(金剛沢ニ鹿獵ス)」等。

仙台藩第四四号(リール番号二三)

仙四一 天保二年 信達一統志

*天保二年八月の作成か。信夫郡、杉妻莊、杉妻城等信達に関する地誌。抄録。

伊達伯爵家

一

仙四一二 宝永元年 獅山公治家記録

伊達伯爵家

三五

*宝永元年一月～享保三年一月のものを抄録。卷之三、七下、九、十、十三、十八、二十三、二十五、二十五上、二十六、二十七、二十八、三十六、三十七上、三十七下、三十八、四十、四十一下、四十二、五十、五十二上、五十二下、五十三、五十四上、五十四下、五十五、五十六、五十七、五十八上、五十八下、五十九上、五十九下、六十上、六十下、六十一上を所収。内容は、宝永元年二月「(於仙台高泉筑後ニ采地目録及山林ノ箇書ヲ賜フ旨奉行衆奉命ノ趣言上につき)」等。

仙四一三 享保三年 獅山公治家記録

伊達伯爵家

一三

*享保三年一〇月～同六年九月のものを抄録。卷之六十一上、六十二下、六十二上、六十三、六十四、六十七、六十八、六十九、七十上、七十下、七十一、七十二を所収。内容は、享保三年一〇月「(天塚山ヘ遊獵に出駕につき)」等。

仙四一四 享保七年 獅山公治家記録

伊達伯爵家

八

*享保七年一〇月～同一〇年八月のものを抄録。卷之七十七、七八下、七十九、八十上、八十一、八十三、八十四、八十八上を所収。内容は、享保七年一〇月「(新田開発につき)」等。

仙四一五 享保一〇年 獅山公治家記録

伊達伯爵家

一九

*享保一〇年四月～同一年一二月のものを抄録。卷之八十七、九十、九十三、九十四上、百、百一、百三、百四上、百五、百六、百七、百八、百九、百十上、百十下、百十一、百十二、百十三上、百十三下を所収。内容は、享保一五年七月「(豆州斎藤喜六郎殿披所西戸井村仁兵衛ト云者ノ船ニ薪ヲ積テ江府ニ趣キ等につき)」等。

番号 年代 表題

謄写時点の所蔵

伊達伯爵家

仙四一六

享保一七年

獅山公治家記録

二〇

収録数

*享保一七年一月～同二〇年一二月のものを抄録。卷百十四下、百十五上、百十五下、百十六、百十七、百十八上、百十八下、百十九、百二十、百二十一、百二十二、百二十三、百二十四下、百二十五上、百二十五下、百二十六上、百二十六下、百二十七上、百二十九上、百二十九下之下を所収。内容は、享保一七年二月「(須藤吉平茶亭前ノ敷林ヲ私ニ洗サシムル失ニ由テ閉戸セシメラル)」等。

仙四一七 享保三年 肯山公治家記録卷ノ三

伊達伯爵家

*表紙部分には「肯山公治家記録続編卷之三」とあり。享保三年一月～同四年六月のものを抄録。享保三年閏一〇月「鶴鷹野之儀松平上総介ニ承候趣左ニ申上候」等を含む。

仙四一八 元禄三年 肯山公治家記録後編

伊達伯爵家

一

*元禄三年七月～同七年一月のものを抄録。卷之五十下、五十四下、五十六、五十七、六十六下、六十七、七十を所収。元禄三年七月「(檜割木残材木十本御材木藏へ収納につき)」等。

仙四一九 元禄七年 肯山公治家記録後編

伊達伯爵家

一

*元禄七年二月～同二五年一二月の部分を抄録。卷之七十一、七十四、八十二、八十三、八十五、八十七、九十三、百、百三、百四、百九を所収。内容は、元禄七年二月「(知行御割目録)」等。

仙四一〇 天正一九年 貞山公治家記録

伊達伯爵家

一〇

*天正一九年六月～宝永一三年四月のものを抄録。卷十七、二十上、二十二、二十八、二十九、三十一、三十二、三十五、三十六、三十九上を所収。内容は、天正一九年六月「(奥部御仕置トシテ尾張中納言秀次卿御下向につき)」等。